

第54号議案

ふじみ野市介護保険条例の一部を改正する条例

ふじみ野市介護保険条例（平成17年ふじみ野市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度における」を削り、「1万9,500円」を「1万6,700円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度における」を削り、「1万9,500円」を「1万6,700円」に、「3万2,000円」を「2万7,900円」に改める。

第9条第1項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のふじみ野市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和元年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和2年6月1日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。